

○国立大学法人埼玉大学学生の通称名等使用の取扱いに関する要項

令和4年12月27日

学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要項は、埼玉大学における学生の旧姓、通称名及び戸籍とは異なる自認する性別（以下「通称名等」という。）の使用について、必要な事項を定める。

(通称名等の使用)

第2条 通称名等は、次の各号に掲げる場合に限り、使用することができる。

- (1) 婚姻等により改姓した学生が旧姓を使用する場合
- (2) 性別違和のある学生が通称名及び戸籍と異なる性別を使用する場合
- (3) 外国籍の学生が住民票に記載されている通称名を使用する場合

(通称名等の使用ができない文書等)

第3条 通称名等の使用ができない文書等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法令等の定めにより、戸籍上の氏名（以下「戸籍名」という。）を使用することとされているもの
- (2) その他通称名等を使用することが適当でないと学長が判断するもの

(通称名等の使用の届出)

第4条 通称名等の使用を希望する学生は、通称名等使用届出書（別紙様式1）に、事実を証明する書類を添えて、所属する学部、大学院研究科、教育機構、国際本部（以下「所属学部等」という。）の長を経て、学長へ提出しなければならない。

(通称名等の使用中止の届出)

第5条 前条の届出をした学生がその通称名等の使用を中止する場合は、通称名等使用中止届出書（別紙様式2）を所属学部等の長を経て、学長へ提出しなければならない。

(学位記への戸籍名の併記)

第6条 第4条の届出をした学生が、学位記に旧姓又は通称名と戸籍名（第2条第3号の場合は住民票に記載されている氏名）の併記を希望する場合は、学位記戸籍名併記依頼書（別紙様式3）を所属学部等の長を経て、学長へ提出しなければならない。

(記録及び学生証の発行)

第7条 学長が通称名等使用又は通称名等使用中止の届出を受理した場合は、学籍簿の登録情報

の変更及び変更履歴の記録を行い、届出のあった情報を記録した学生証を発行するものとする。

(卒業後等の取扱い)

第8条 通称名等を使用していた学生に係る証明書等の申請及び交付については、当該学生が卒業、修了等した後においても原則として通称名等で行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該学生が戸籍名による証明書等の交付を希望する場合は、戸籍名により行うものとする。

(通称名等の使用に伴う証明書等)

第9条 通称名等使用の事実について大学の証明を必要とする学生（卒業、修了した者等を含む。）は、通称名等使用証明願（別紙様式4）を所属学部等の長を経て、学長に提出するものとする。

2 学長は、前項の依頼に基づき、通称名等使用証明書（別紙様式5）を交付するものとする。

3 前項に定めるもののほか、通称名等使用に係る証明については、当該学生（卒業、修了した者等を含む。）の自己の責任において行うものとする。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要項は、令和4年12月27日から施行する。

2 埼玉大学学生の通称名使用の取扱いに関する要項（平成30年3月8日学長裁定）は廃止する。